

(保存)

## 社会福祉法人松原福社会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人松原福社会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- |            |    |
|------------|----|
| (1) 理事及び監事 | 報酬 |
| (2) 評議員    | 報酬 |

- 2 理事で松原保育園の職員としての立場を有する者に対しては、報酬を支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加した場合は支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第3条 理事及び監事に対する報酬の額は、理事会等への出席1回につき5,000円とする。

- 2 評議員に対する報酬の額は、評議員会等への出席1回につき5,000円とする。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会等又は評議員会等に出席した都度、支給する。

- 2 報酬は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成29年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

### 役員の年間報酬について（規程）

定款21条の規程による金額は次の通りとする

1. 松原保育園の職員である理事（2名）  
年間報酬 100,000円以内
2. その他の理事（4名）  
年間報酬 200,000円以内
3. 監事（2名）  
年間報酬 100,000円以内
4. 評議員（7名）  
年間報酬 50,000円以内

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成29年6月23日から施行し、同年4月1日から適用する。

この規程は、令和2年度の評議委員会の決議の日から施行し、同年4月1日から適用する。

(松原保育園の職員である理事（2名）年間報酬)

附 則

この規程は、令和3年度の評議委員会の決議の日から施行し、同年4月1日から適用する。

(松原保育園の職員である理事（2名）年間報酬)